

嬉野市都市公園等遊具施設設計・施工に係る

公募型プロポーザル要求水準

令和2年4月

嬉野市 新幹線・まちづくり課

嬉野市都市公園等遊具施設設計・施工に関する
要求水準書

1 要求水準書の意義

本要求水準書は、嬉野市都市公園等遊具施設設計・施工に係る公募型プロポーザルの参加事業者を求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、本要求水準書に明記されている事項（以下「要求水準書」という。）を満たした上で、本件事業に関する提案を行うことができる。

2 工事の概要

(1) 工事名 嬉野市都市公園等遊具施設設計・施工

(2) 工事箇所 嬉野市 嬉野町他

(3) 旧遊具施設（撤去済）

嬉野松児童公園：複合遊具

鷹ノ巣公園：2連スベリ台 メリーゴーランド 1連鉄棒

嬉野総合運動公園：木製吊り橋

曙児童公園：4連ブランコ シーソー スベリ台 砂場

北部公園：木製ぴよんぴよんステップ 木製かにわたり 木製丸太山越 ピングポング

立石児童公園：2方向スベリ台

山伏塚公園：スベリ台

野畑公園：複合遊具 スプリング遊具2基

轟の滝公園：2連スベリ台 4連ブランコ 象型スベリ台

イカダ記念公園：複合遊具（未撤去）

(4) 工事概要

ア 実施設計 一式

イ 遊具設置工事（土工・基礎含む） 一式

ウ 安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等） 一式

※下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

(5) 契約上限金額 50,000,000円（税込み）

(6) 工期 契約締結日から令和2年12月25日まで

3 要求水準

【共通要求水準】

(1) 子どもたちの好奇心を刺激し、様々なアスレチック体験ができる場としてのテーマ設定および遊具の配置とすること。

(2) それぞれの公園としての利用状況を踏まえ、遊具以外の休憩休息施設等の提案も検討すること。

(3) 遊具の対象年齢は、3歳以上とし、各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付する。

- (4) 遊具は耐久性に優れたものとする。
- (5) 遊具は、維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とする。
- (6) 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置し、安全性を考慮すること。
- (7) 炎天下での利用について、公園利用者に対し配慮すること。
- (8) 周辺の眺望に対し遊具の見え方を配慮すること。
- (9) 遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）、「遊具の安全に関する基準(JPFA-SP-S:2014)」（(社)日本公園施設業協会）を満たすもので、公園施設団体賠償責任保険の対象となる製品であること。
- (10) 遊具は、地域の特徴を盛り込み、親しみや愛着の持てる周辺の風景と調和がとれた配色・デザインとすること。
- (11) 各公園に「この遊具は【ふるさと応援寄付金】により整備されました。」との表示を行うこと。
詳細については、契約者と協議の上決定する。

【個別要求水準】

- 嬉野松児童公園 : 既存遊具の活用又は撤去も含めた提案とすること。
主に児童の利用を対象とした提案をすること。
- 鷹ノ巣公園 : 分散している遊具を1カ所に集約することも検討した提案とすること。
主に幼児の利用を対象とした提案をすること。
- 嬉野総合運動公園 : 既存木製遊具の活用又は撤去も含めた提案とすること。
主に児童の利用を対象とした提案をすること。
- 曙児童公園 : 分散していた遊具を1カ所に集約することも検討した提案とすること。
主に児童の利用を対象とした提案をすること。
- 北部公園 : 既存木製遊具の活用又は撤去も含めた提案とすること。
主に児童の利用を対象とした提案をすること。
- 立石児童公園 : 既存遊具の活用又は撤去も含めた提案とすること。
主に児童の利用を対象とした提案をすること。
- 山伏塚公園 : 既存遊具の活用又は撤去も含めた提案とすること。
主に幼児の利用を対象とした提案をすること。
- 野畑公園 : 既存遊具の活用又は撤去も含めた提案とすること。
主に幼児の利用を対象とした提案をすること。
- 轟の滝公園 : 分散していた遊具を1カ所に集約すること。
幼児及び児童それぞれを対象とした提案をすること。
- イカダ記念公園 : 既存遊具を撤去新設すること。
主に幼児の利用を対象とした提案をすること。

※ここでいう、幼児とは3～6歳、児童とは6～12歳のことを指す。

4 施工条件

(1) 施工時間帯

原則として8時30分～17時00分（管理者が認める場合はこの限りでない。）

(2) 共通仕様

佐賀県土木工事共通仕様書、並びに国土交通省公園緑地工事共通仕様書に準じて施工すること。(3)

建設副産物

現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び産業廃棄物処理法を遵守し、適正に処分すること。

(4) 安全管理

開園している公園内の工事であり、来園者の安全を第一とすること。

5 市提供資料

(1) 位置図（資料1）

(2) 平面図（資料2）

※その他必要となる書類等がある場合には、担当部署へ申し出ること。